

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 10 月 12 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600185号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600151号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月29日の標準賞与額を2万3,000円、平成16年7月30日及び同年12月29日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成15年12月29日、平成16年7月30日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月29日、平成16年7月30日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月29日  
② 平成16年7月30日  
③ 平成16年12月29日

年金事務所からの連絡により、A社在職中に支給された請求期間の賞与の記録がないと知った。賞与の明細書は所持していないが、賞与が振り込まれた口座の預金通帳により、同社から賞与の支給があったことが確認でき、振込額は厚生年金保険料控除後の金額であることが分かるので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与及び賞与振込口座の預金通帳並びに複数の同僚の請求期間①、②及び③の賞与に係る給与支給明細書により、請求者は、請求期間①、②及び③にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の振込額及び複数の同僚の賞与に係る給与支給明細書から推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万3,000円、請求期間②及び③は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月29日、平成16年7月30日及び同年12月29日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600232号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600150号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月29日の標準賞与額を2万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月

年金事務所からの連絡により、A社在職中に支給された請求期間の賞与の記録がないと知ったが、私が所持している賞与に係る給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)により、厚生年金保険料が控除されていたことが分かるので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、2万5,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、賞与明細書に記載がなく確認できないが、請求期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が所持する請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳における振込記録並びに同社の給与担当者の陳述から、平

成 15 年 12 月 29 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 29 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600179号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600149号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B部C課(以下「C課」という。)及びA社B部D課(以下「D課」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和49年3月22日から同年6月1日まで

私は、昭和49年6月1日にA社職員に採用される前に、同社の臨時職員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。昭和49年3月22日から同年3月31日まではC課に、同年4月1日から同年5月31日まではD課に勤務しており、これらの期間は厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正して年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社職員の事務補助を担当する一般事務の臨時職員としてC課及びD課に勤務していた旨主張しているところ、請求期間のうち、昭和49年4月1日から同年5月31日までのについては、D課に係る雇用保険の加入記録が確認できる。

しかしながら、A社B部は、C課及びD課における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について、関係書類がないため不明である旨回答しており、請求期間当時の同社における臨時職員の取扱いについても詳細不明である旨回答している。

また、請求者が、請求期間当時C課に勤務していた同僚として氏名を挙げた者について、C課及びD課に係る健康保険厚生年金保険の被保険者原票を調査したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないほか、請求期間及びその前後にC課又はD課に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できる複数の者に対し照会を行ったが、請求者の請求期間における勤務について具体的な回答を得られなかった。

さらに、C課及びD課に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険の被保険者原票を調査したが、請求期間において、請求者の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。